

静岡市アライグマ防除実施計画

令和3年3月

静岡市

目次

1	計画策定の背景と目的	1
	(1) 背景	
	(2) 目的	
2	防除を行う特定外来生物の種類	1
3	防除を行う区域	1
4	防除を行う期間	1
5	現状	2
	(1) 生息状況と捕獲状況	
	(2) 被害状況	
6	防除の目標	4
7	防除の方法	4
	(1) 実施体制	
	(2) 捕獲の方法	
	(3) 捕獲の際の留意点	
	(4) 捕獲個体の処分	
	(5) 処分後個体の取扱い	
	(6) 関係法令の遵守	
8	普及啓発	6
9	モニタリング	6

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

アライグマは、北米や中米が原産で、日本ではペット等として輸入され、飼われていたものが逃げたり、大きくなるにつれ気性が荒くなり手に負えなくなったりする等の理由により飼い主自らが遺棄したものが野生化したもので、本来有する能力で移動できる範囲を超えて日本に存在する外来生物である。

アライグマは、一般的に夜行性であり、繁殖力が強く 1 回で 1～6 頭（平均 4.2 頭）出産し、食性も植物、小型の動物、魚類等と幅広い。また、日本では天敵が少なく、森林・湿地・農耕地を含む里地や住宅地等の人間の生産・生活の場を含む幅広い環境で生息し、日本の気候に適応したため、全国で個体数が増加していることから、生態系被害を始め、農林水産業被害、生活被害、人獣共通感染症の可能性等、様々な影響の拡大が懸念されている。

本市においては、平成 16 年頃より清水区由比周辺を中心に確認例が増えてきており、平成 21 年度に実施したアライグマ生息実態調査では、葵区 23 か所、駿河区 5 か所、清水区 52 か所の計 80 か所にカメラを設置したところ、清水区内の 15 か所でアライグマが撮影された。平成 27 年度に同様の調査を再び実施したところ、葵区、駿河区を含む 27 か所でアライグマが撮影され、明らかな分布拡大が認められた。令和元年度の調査では、葵区 46 か所、駿河区 9 か所、清水区 31 か所の計 86 か所にカメラを設置したところ、清水区内の 11 か所でアライグマが撮影された。

被害状況については、トウモロコシや落花生等の野菜類や、イチゴやミカンなど果実類の食害が確認されており、増加傾向にある。また、市街地の民家の屋根裏に潜むなど、山間部に限らず市街地においても生活被害が発生している。

全国におけるアライグマ被害の現状から、今後生息数の増加や生息分布の拡大、顕著な被害が増加することが懸念される。

(2) 目的

現在の状況から早急にアライグマの防除に着手し、生態系や農林水産業への被害の拡大や、市街地への生息分布の拡大による生活被害を防ぐ必要がある。そのため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）に基づく防除実施計画を策定し、計画的・効果的・継続的な防除を実施する。

2 防除を行う特定外来生物の種類

アライグマ（学名：プロキュオン・ロトル *Procyon lotor*）

3 防除を行う区域

静岡県静岡市全域（図面は、別紙資料 1 のとおり）

4 防除を行う期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

5 現状

(1) 生息状況と捕獲状況

本市が平成21年度、平成27年度、令和元年度に実施したアライグマ生息実態調査によるアライグマ撮影地点は、図1のとおりである。また、市内での捕獲状況（有害鳥獣捕獲及び狩猟捕獲）は、表1及び図2のとおりである。

清水区を中心に生息範囲が広がっており、3区全てに定着していることが推測される。

しかしながら、調査地点や調査期間が限られ、生息環境の詳細や分布状況、個体数の推定等に十分なデータが得られていないため、今後も引き続きデータ収集並びに必要な調査を行うとともに、詳細な生息状況の把握に努めるものとする。

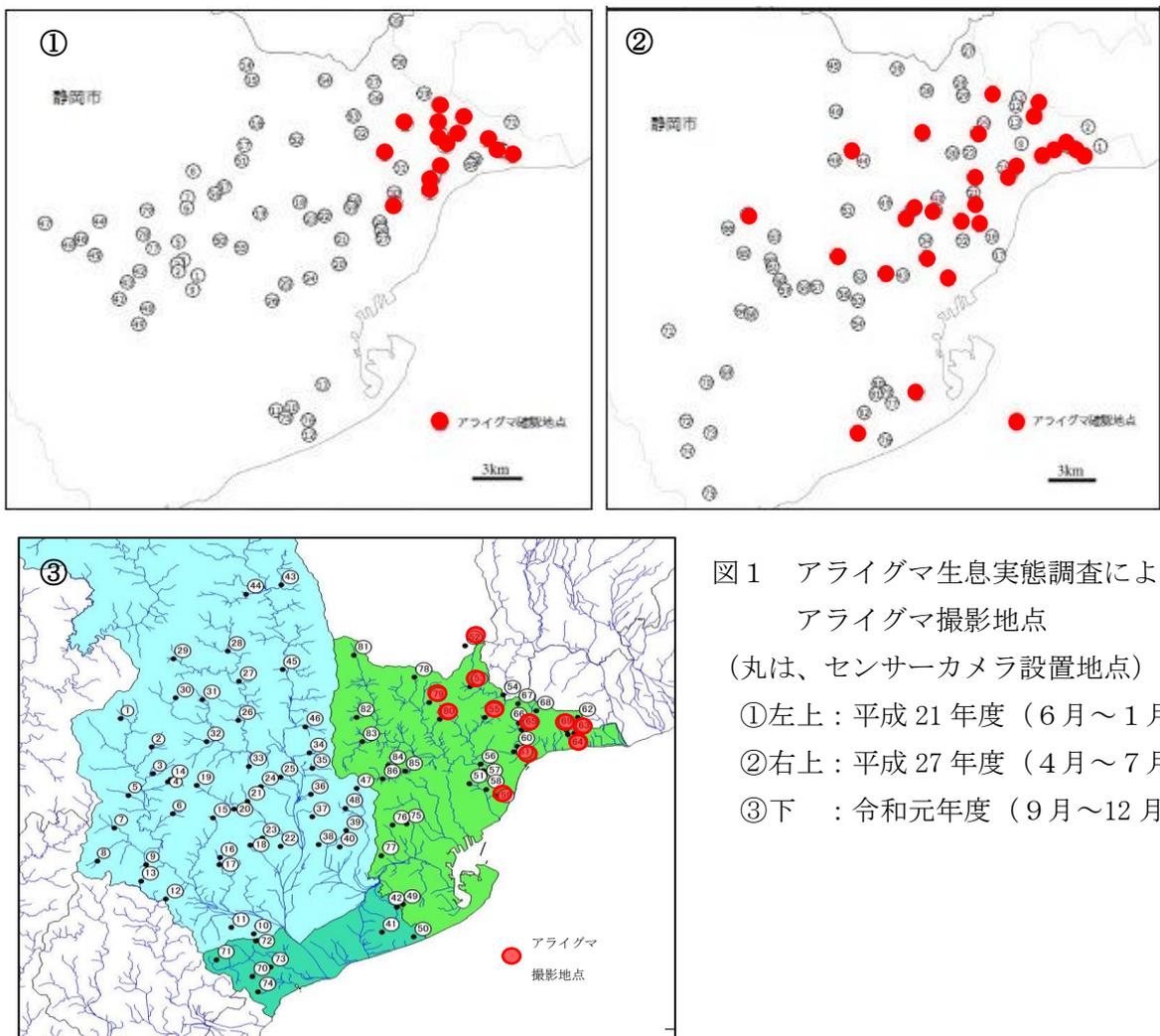


表1 市内におけるアライグマ捕獲状況（有害鳥獣捕獲、狩猟捕獲）

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
有害鳥獣捕獲	1	6	20	84	52	103
狩猟捕獲	1	1	1	5	0	8
年度	H27	R28	H29	H30	R1	
有害鳥獣捕獲	58	126	108	139	126	
狩猟捕獲	6	26	3	3	19	

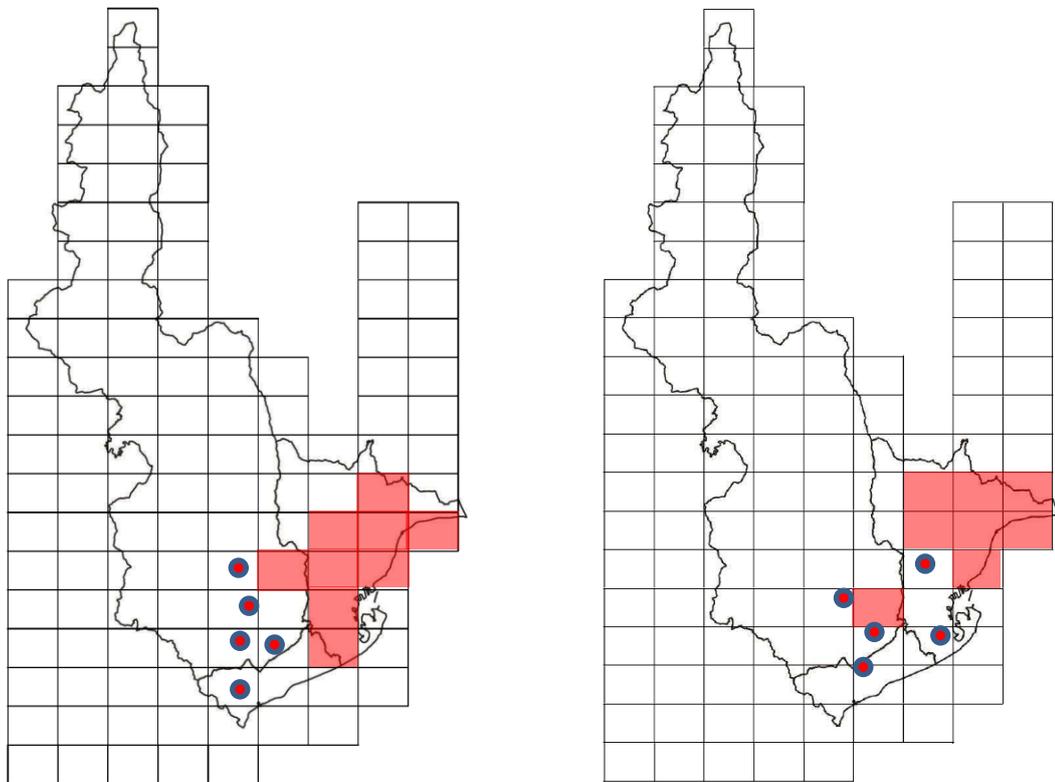


図2 市内におけるアライグマ捕獲状況
 (左：平成 21 年度から平成 27 年度まで)
 (右：平成 28 年度から令和元年度まで)

…有害鳥獣捕獲、狩猟捕獲による捕獲地域
 …市民通報等で捕獲・確認記録のある地点
 (上記捕獲地域内は掲載省略)

(2) 被害状況

ア 生態系被害

アライグマにとっては、水辺環境が重要なエサ場となっているため、現在のところ生態系被害を明確に示す資料は多くないが、両生類や虫類の生息に大きな影響を与える恐れがある。特に、アライグマの確認地点が環境省の指定する絶滅危惧 I B 類のアカイシサンショウウオや準絶滅危惧のヒダサンショウウオの生息地と重なっていたことから、これらサンショウウオへの食害が懸念される。

また、タヌキやキツネといった日本産の在来動物との競合が懸念される。

イ 農作物被害

アライグマによる農作物被害は、主に春から秋にかけて発生し、トウモロコシや落花生等の野菜類や、イチゴやミカンなど果実類の食害が確認されている。清水区の河川沿いの圃場を中心に被害報告が増加している。令和元年度の被害金額は、5,073 千円であり、被害面積は 1,304a である。

ウ 生活環境被害

家屋侵入の報告など、市街地においても被害が報告されている。

平成 27 年に静岡市内の社寺 403 か所の境内を対象として実施されたアライグマの爪痕調査では、71 か所の境内で爪痕が確認され、うち 42 地点が市街地での確認であった。(手塚、三宅、佐々木、2016)

エ 人獣共通感染症

咬傷や引掻きによる狂犬病、レプトスピラ症、Q 熱、アライグマ回虫による幼虫移行症等の危険性も懸念される。

6 防除の目標

生態系や農林水産物、生活環境に係る被害の低減と分布拡大防止を目標とする。

今後、防除を進めていくにつれて得られたデータをもとに生息数や分布状況を推測し、精度の高い生息分布の把握に努め、防除計画の見直しを行う。

7 防除の方法

(1) 実施体制

ア 捕獲従事者

捕獲従事者は、原則として、使用する猟具に応じた狩猟免許を有する者とする。

ただし、防除を実施する主体毎に技術講習会を開催するなど、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術、外来生物法及び公衆衛生に関する知識を確保できる場合には、免許非所持者を含むことができる。

イ 捕獲従事者の登録

捕獲従事者の氏名、住所、狩猟免許番号等について記載した捕獲従事者台帳（様式1）を整備するとともに、市は、捕獲従事者に対して捕獲従事者証（様式2）を発行する。従事者は捕獲を実施する際には、捕獲従事者証を携行するものとする。

捕獲従事者台帳の内容に変更があれば、随時更新する。

ウ 協力体制

捕獲については、捕獲従事者が実施し、錯誤捕獲防止のための見回り、エサの管理等については、捕獲従事者の指導のもとに地域住民等の協力により行う。

また、有害鳥獣被害防止施策を行っている静岡市野生動物被害対策研究協議会（静岡県、静岡市、猟友会、森林組合、農業協同組合、学識経験者等で構成）や近隣自治体と情報交換、情報共有を行い、効果的、広域的にアライグマの防除に努める。

（2）捕獲の方法

原則として、箱わなを使用する。

（3）捕獲の際の留意点

ア 錯誤捕獲の防止

アライグマの捕獲に際しては、アライグマ以外の鳥獣の錯誤捕獲も想定される。箱わなを設置している期間中は、1日1回巡視するとともに、エサの工夫等によって錯誤捕獲の防止に努める。錯誤捕獲が確認された場合は、原則として速やかに放獣する。

ただし、「静岡市鳥獣被害防止計画」の対象鳥獣が錯誤捕獲された場合は、静岡市鳥獣被害対策担当部局と連携し、適切に対応するものとする。

イ 事故の発生防止

箱わな設置の際は、事前に地域住民への周知を図り、箱わなへのいたずらや捕獲個体へむやみに近づかないよう注意喚起する。特に、捕獲を実施する地域のこども園、小中学校等や地元自治会へはチラシ配布等により捕獲の実施を伝えるとともに注意を促し、事故防止に努める。

捕獲従事者は、ケガや感染症の予防のため、長袖・長ズボン及び厚手の手袋を着用し、捕獲した鳥獣の取扱いについては、十分に注意する。万一、事故等があった場合には、速やかに適切な措置を講じることとする。

また、感染症等を防止するため、使用後の箱わなについて洗浄・消毒等を行う。

ウ 狩猟又は狩猟期間延長との誤認防止

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣

保護法」という。) 第二条第五項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施する。

エ 捕獲個体の取扱

動物愛護の観点から、雨風や直射日光を防いで捕獲個体を運搬する。

(4) 捕獲個体の処分

捕獲した個体は、原則として、できる限り苦痛を与えない適切な方法により殺処分することとする。その方法として、炭酸ガス等を用いた安楽死処分を行う等適正に処分することとする。

(5) 処分後個体の取扱い

殺処分後、頭胴長・体重の計測、雌雄の判定等の確認・記録を行い(様式3:捕獲作業記録票)、殺処分後の個体は、原則として、焼却等適切に処理する。学術研究、展示、教育、その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、殺処分後に譲り渡すこととする。

(6) 関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律外、関係法令を遵守することとする。

8 普及啓発

市は、市民にアライグマの問題についての認識を向上させるため、チラシやホームページ等を活用して、アライグマの生態や特徴を伝えるとともに、目撃情報の提供を呼びかけ、防除の目的や内容についての理解の促進を図る。

9 モニタリング

生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を以後の防除の実施に反映させるよう努めるものとする。

モニタリングは、住民からの情報提供や自動撮影カメラ・痕跡調査による生息状況、防除実施計画に基づく捕獲状況を記録し、データを蓄積する。

なお、モニタリング結果によって必要と判断された場合は、防除計画の見直しを行う。